

2020年3月11日

ユアサ工機(株)

代表取締役 湯浅博文

毎日の報道でもご承知の通り、新型肺炎のコロナウイルスが日本国内でも蔓延し、流行の兆しを見せています。厚生省からも「現在感染拡大は一定程度抑え込めているものの引き続き19日（木）まではイベント等の自粛を要請する」として指針が出されています。当社としてもこの指針に沿って対応しますので、下記内容をご確認の上、行動徹底をお願いします。

「▼」マーク箇所が今回変更・追加事項です

1. うがい・手洗いの更なる徹底

自分の身は自分で守ることの徹底。

2. 出張の可否（海外・国内とも）

①海外出張：当面の間（3月中）不要不急の出張は見合わせる

▼②国内出張：3月20日（金）までは原則「禁止」

どうしても必要な場合は上司判断の上社長最終決済とするが「車」での移動のみの手段とする

▼③コロナ収束の見込みが立ち、国の方針が解除されると出張も随時増えていくものと思われ

自粛期間中に不特定多数の人と接触する場所に行った経緯があった人を出張に行かせるわけにはいきません。会社休業日にこういったところに行かないよう徹底をお願いします。

▼3. 「在宅勤務」・時差出勤の延長

3月20日（金）までは東京支店及び大阪営業所においてテレワーク、時差出勤とし（原則は「在宅勤務」）通勤途上等での感染予防を行う。

4. 大人数が集まる会議や行事等への参加

対面で人と人との距離が近い接触（互いに手を伸ばしたら届く距離）が、会話などで一定時間以上続き、多くの人々との間で交わされるような環境に行くことをできる限り、回避すること。

「会食」「飲み会」「懇親会」「セミナー」「合同会議」などの濃厚感染の恐れのある会合への出席自粛。やむを得ない場合は上長に相談の上、必ず社長承認を得ること。

▼5. 外部からの来客対応について

外部からの不要不急の来客については3月20日（金）までは原則「禁止」とします。

お客様よりどうしても来社の要請があった時は、社長相談、承認後、必ず総務経理課竹原よりメールする内容を来られる前に該当の方にメールして注意を促すことの徹底をお願いします。

6. 社員に感染者が出たときの対応

厚生省のガイドラインに基づき、

①風邪の症状や発熱のある場合は出社せず、休む

②37.5℃以上の発熱が4日以上続き、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、出社せず、速やかに最寄りの保健所に連絡したうえで、医療機関を受診する。

③会社を休んでいる期間は毎日状況を会社に報告すること。また医師の診断の結果、新型コロナウイルス発症が確認された場合はもちろん、普通の風邪等の診断を受けた場合でも状況は必ず会社の総務へ連絡すること

連絡先 総務 為西 086-241-2592 携帯 080-9690-4733

④家族に熱が4日以上続いた場合も必ず会社に連絡し、事後の対応は会社の判断に従うこと

7. 本通達は正社員だけでなく「嘱託」「パート」「実習生」「派遣社員」にも適用する各所属する課長が状況把握すること

湯浅博文